

医療安全に関する取り組み事項

1. 安全管理に関する基本的考え方

医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故を無くし、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とします。

2. 医療安全管理のための組織

1 医療安全管理対策委員会

本院内の医療安全に関わる問題を把握し、医療安全対策の企画・実施後の妥当性を審議し決定する中枢的な役割を担います。

2 医療安全対策カンファレンス

安全対策上重要な事例と判断した事例の報告。再発防止に向けた対応の報告や患者サポート窓口の対応状況報告、患者相談の報告を行います。

3 リスクマネージメント部会

院内で発生したヒヤリ・ハット報告の集計報告と種類の把握。院内外からの医療事故防止に役立つ資料の報告等を行い、医療事故発生防止の為の啓発・教育・広報活動の報告検討を行ないます。

4 医療安全管理対策室

医療事故防止対策委員会で決定された方針に基づき、院内の安全管理を組織横断的に推進する部門です。定期的に院内を巡回し医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進します。医療安全管理教育に関する研修の企画及び実施に関することがあります。

5 相談窓口等の担当者との密接な連携

医療安全管理者等による、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援します。

6 患者サポート窓口

患者様から頂いたご意見・ご相談の内容を医療安全カンファレンスで報告を行い、対策が必要な事例は医療安全管理対策室と協力し、対応を行います。

3. 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

本院内における医療事故や、危うく事故になりかけた事例等を報告し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定します。報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを確認します。

4. 医療安全のための研修

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに本院全体の医療安全を向上させることを目的とします。

5. 医療事故等発生時の対応

救命措置を最優先として、本院内の総力を結集し、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くし、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供します。また、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとします。

6. 医療事故調査制度

この制度は医療事故の原因究明に基づいた再発防止による安全の確保を目的として制定されています。調査が必要な場合は、院内事故調査を行い医療事故原因を究明し、ご遺族に説明するとともに医療事故・調査支援センターへ報告させていただきます。